

第1回横浜市会議会のあり方調査会議題

平成16年6月11日（金）13時
市会3階第3会議室

- 1 委員の確認について
 - 2 座長、副座長の選出について
 - 3 調査会運営上の確認事項について
 - 4 会議の進め方について
 - 5 検討事項の確認について
 - 6 その他
- ◎ 次回日程

月　　日（　）　　時　　分から

平成16年度 横浜市会議会のあり方調査会検討事項課題整理について

席上配付

【議長諮問の背景】

憲法及び地方自治法の下で二元代表制を採用する現行の地方自治（地方議会）制度については、特に地方分権一括法施行後、新たな時代変化に応じた議会のあり方や見直しについて、国や地方自治体において活発に議論されている状況にあります。

横浜市会においても、分権改革・規制改革や市政改革の情勢のもと、市民の負託を受けた議会として、より一層の施策の審議、監視・評価、政策立案等の機能発揮への役割が期待されています。

	諮問事項	諮問内容	課題の整理（案）
1 委員会のあり方について	常任・特別委員会のあり方		<p>○地方分権の進展や規制緩和などに伴う新たな法制度の進歩により、政策に対する議会の関与は増大しつつあり、中でも本市会は最大都市の議会として、議会の議決機能、監視機能、政策立案機能等の拡充を求められています。このため、専門的審査機関である委員会を中心とする審査機能を充実させることが、ますます重要となっています。</p> <p>また、市内部の分権化に伴い、区予算制度など区機能強化に対応した議会のチェック機能等を拡充させることも重要となっています。</p> <p>これらの視点から、議会審査等のあり方について、時代に適合した対応を検討する必要があります。</p>
	常任委員会の編成		<p>【検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①常任・特別委員会の役割や閉会中の委員会活動のあり方の検討 ②常任委員会編成のあり方の検討 ③独立地方行政法人・指定管理者制度移行後の議会審査方法等の検討 ④区分権化等に対応した議会審査方法等の検討
	委員会傍聴のあり方		
2 地方分権、民営化等に則した議会審査のあり方について	独立地方行政法人・指定管理者制度移行後の議会審査のあり方		<p>○約355万人の人口を有する横浜の議会としては、議会活動への住民の関心を高め、なお一層議会への民意を反映させるため、議会と住民との双方向性の強化が求められています。</p> <p>また、議会活動の透明性・情報公開も大きな課題となっています。</p> <p>さらに、ITを活用した効率的・効果的な議会運営の見直しや拡充を図ることも、重要な課題となっています。</p>
	区機能強化と議会審査のあり方		<p>これらの視点から、情報化社会に対応した議会のあり方について、具体的な計画を検討する必要があります。</p>
3 議会のIT化と議会運営のあり方について	インターネット中継実施に向けての計画化とこれに伴う議会運営のあり方		<p>【検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本会議のインターネット中継の実施に向けての年次計画化の検討 ②議会運営上のIT活用・合理化及びIT化に伴う議会運営のあり方の検討 ③委員会傍聴のあり方等の検討
	議案等説明資料のIT活用		
	通知、情報提供等のIT化		

横浜市議会のあり方調査会委員名簿

会派名	氏名
自民党	藤代 耕一
	横山 正人
	古川 直季
公明党	木村 久義
	仁田 昌寿
民主党	森 敏明
	高梨 晃嘉
みらい	今野 典人
ネット	杉山 典子
共産党	中島 文雄

資料 2

平成 16 年 月 日 横浜市会議会のあり方調査会決定

横浜市議会のあり方調査会運営上の確認事項（案）

1 討議の進め方について

早期に検討が必要な事項から検討を進めるものとし、結論を見た事項については、その都度運営委員会に報告するものとする。

2 検討結果のとりまとめについて

検討結果のとりまとめに当たっては、採決は行わないものとする。

ただし、報告書の作成に際して全会の一一致を見ない場合は、各会派意見表明を行い、多数意見に少数意見を付記するものとする。

3 代理出席議員について

委員が欠席する場合においては、原則として代理の議員が出席するものとする。
代理出席議員の扱いについては、委員と同様とする。

4 委員の変更について

委員を変更しようとする会派は、座長を経由し、運営委員長に届け出るものとする。

5 交渉会派以外の会派、無所属議員への会議日程の連絡について

配付資料及び次回開催日時・議題については、事務局から控室に配付及び連絡するものとする。

資料 2-2

横浜市会議会のあり方調査会設置要綱

平成16年5月19日 市会運営委員会決定

(検討組織の設置)

第1条 市会運営委員会(以下「運営委員会」という。)のもとに、「横浜市会議会のあり方調査会」(以下「調査会」という。)を設置する。

(調査会の調査・検討事項)

第2条 調査会は、運営委員会から諮問のあった事項について調査及び検討する。

(検討組織の構成等)

第3条 調査会は、各交渉会派から選出された委員10人をもって構成する。

2 委員の任期は、調査会の設置期間とする。ただし、委員はその任期中、交替することができる。

3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において、当該職を解かれた委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

(座長及び副座長)

第4条 調査会に、座長1人、副座長2人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選による。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 座長は、調査会を招集し、その議事を主宰する。

2 座長は、必要に応じ、調査会の了承を得て、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 調査会は、非公開とする。ただし、議員は、座長の許可を得て、傍聴することができる。

(検討結果の報告等)

第7条 座長は、第2条の事項について調査及び検討したときは、報告書を作成し、運営委員会に報告する。

2 前項の報告書は、これを公表する。

(調査会の設置期間)

第8条 調査会の設置期間は、平成19年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 調査会の事務は、市会事務局市会事務部調査課が司る。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に必要な事項は、座長が調査会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成16年5月19日から施行する。

資料 3

調査会の会議の進め方

調査会の会議は、概ね次のような流れで進めるものとする。

- ① 検討課題、問題点の抽出
不明な点については、資料請求



- ② 討議（検討事項により、討議の回数は変動する。）



- ③ 討議結果に基づき素案をまとめる。



- ④ 各会派で意見の集約

- ⑤ 報告書を作成



- 運営委員会に報告



平成16年4月9日

横浜市会運営委員会委員長 藤代 耕一 様

横浜市会議長 相川 光正



諮詢問

地方分権改革や規制緩和の推進などに伴い、本市市政についても今後一層の行財政改革が見込まれる転換期の市政の中で、市民の代表である議会の持つ、本市施策を策定又は決定する議決機関としての機能、市長その他の執行機関の監視機関としての機能など議会の果たす役割への市民の期待もますます高まっています。

このため、さらなる議会活動の活性化を図り、議会に対する市民の付託に、より一層応えられるよう、次の事項について中長期的な視点から調査・検討を行っていただきたく諮詢するものです。

○諮詢事項

(1) 委員会のあり方について

常任・特別委員会のあり方、常任委員会の編成、委員会傍聴のあり方

(2) 地方分権・民営化等に則した議会審査のあり方について

地方独立行政法人・指定管理者制度移行後の議会審査のあり方、区機能強化と議会審査のあり方

(3) 議会のIT化と議会運営のあり方について

インターネット中継実施に向けての計画化とこれに伴う議会運営のあり方、

議案等説明資料のIT活用、通知、情報提供等のIT化

(4) その他議会運営等のあり方、議会活動支援のあり方など議長が検討を要請する事項について

検討組織の設置に関する理事会の協議結果

協議内容	理事会の協議結果
○検討組織	設置する
○設置方法等	要綱案のとおり
○名称	横浜市会議会のあり方調査会
○構成	自民3、公明2、民主2、みらい1、ネット1、共産1
○諮問事項	議長諮問の項目